

税理士法人 御中

点検日時 2026年10月19日 15:37

月末締め・翌月10日払い／20日締め・翌月10日払い | 社会保険料は翌月徴収
毎月の給与計算を正しく回すための、freee の設定と社会保険・雇用保険の登録の点検結果です。

次回の給与計算の前に、給与の金額に関わる6項目の照合が必要です。

◇ 設定の見直しが必要

今回の給与で、設定が原因で金額が違っている項目は見つかっていません。このほか、給与の金額に影響しない登録が4項目あります。

対応する件

必要な対応		詳細
給与の金額に関わるので、資料と照合する（6件） — 2026年11月支払い分の計算を始める前		
手当の課税・社会保険対象・割増の算定基礎	2ページ	住民税を決定通知書の税額に登録する 3ページ
従業員ごとの賃金設定	4ページ	固定残業代の設定 4ページ
扶養親族の登録	5ページ	残業代の1時間あたりの単価 5ページ
給与の金額に影響しないこと（6件）		
会社の保険情報（労災保険の業種・労災保険料率・管轄・番号）を登録する		6ページ
資格取得日を19名分・雇用保険の被保険者番号を4名分登録する		6ページ
36協定の上限を登録する		7ページ
健康保険・厚生年金の被保険者整理番号を確認・登録する（4名）		8ページ
資料と照合する（2件）		
年次有給休暇の年5日取得義務	8ページ	事業所整理記号の書式 9ページ

資料と照合する項目は、freee の登録情報だけでは設定が適切か判断できない項目です（誤りが見つかった項目ではありません）。通知書・就業規則・雇用契約書などと照合してください。

次回の予定	直っていない項目は、直ったことが確認できるまで、来月から毎月の給与見守りレポートに載ります。 定期再診断：2027年10月ごろ
点検できなかったこと	従業員ごとの登録内容：標準報酬と実際の報酬の差は、定期代（3か月・6か月分のまとめ支給）の支給がある17名について、定期代の月割の計算が要するため点検していません。 勤怠と連動する計算： (043) ・ (154) ・ (155) は勤怠の記録が無いため点検できていません。
根拠	2026年10月支払い分の給与明細・勤怠（点検日時の時点）と、2026年10月19日に読み取った設定画面。

このレポートの読み方 まず、1ページの対応一覧をお読みください。対応の方法は、各行のリンク先に書いています。氏名の後ろの括弧内の数字は社員番号です。全部の点検項目は、点検一覧（[10ページから](#)）に載せています。対象の方のお名前は、別紙『付録（対象の方の一覧）』に載せています。対応の時期は法定の期限ではありません。

発行：NOTsha株式会社 / 監修：スポット社労士くん社会保険労務士法人 | 担当： 

給与の金額に関わるので、資料と照合すること（6件）

1 手当の課税・社会保険対象・割増の算定基礎

－ 資料と照合

割増賃金の基礎に含めるべき手当を外していると、残業の単価が低くなります。

社会保険料の対象の設定は、標準報酬月額の設定に影響します。

労働保険料の対象の設定は、雇用保険料の額に影響します。

所得税の対象の設定は、所得税の額に影響します。

固定的賃金の計算の設定は、随時改定（月額変更届）の判定に影響します。

事実 設定の確認が必要な手当は16件で、手当ごとの設定は次の表のとおりです。

手当	頻度	含める・含めないの設定	直し方
日当	毎月	所得税・社会保険料・労働保険料のどれにも「含めない」（経費精算の扱い）	実費の精算でなければ、所得税・社会保険料・労働保険料に含めてください。
経費精算額・出張手当（交通費込）	1回	所得税・社会保険料・労働保険料のどれにも「含めない」（経費精算の扱い）	実費の精算でなければ、所得税・労働保険料に含めてください（1回の支給は臨時のため、社会保険料は含めないままです）。
携帯手当	毎月	割増賃金の基礎に「含めない」	労働の対価として支払う手当なら、割増賃金の基礎に含めてください（実費弁償・福利厚生なら今のままです）。
住宅手当	毎月	割増賃金の基礎に「含めない」	全員に一律の額なら、割増賃金の基礎に含めてください。
扶養手当	毎月	割増賃金の基礎に「含めない」（受給者7名で月5,000円～20,000円）・固定的賃金の計算に「含めない」（金額の初期値20,000円）	扶養人数・費用・距離などに応じた額でなければ、割増賃金の基礎に含めてください。毎月決まった額なら、固定的賃金の計算に含めてください。
5/21～5/31分	毎月	社会保険料に「含めない」・労働保険料に「含めない」	毎月の労働の対価なら、社会保険料に含めてください。支給の決まりがあれば、労働保険料に含めてください。

手当	頻度	含める・含めないの設定	直し方
通勤手当	1回	社会保険料に「含める」	定期代のまとめ支給も報酬のため、今の設定のままです（各月に割りあてて標準報酬を判定します）。
業績給・特別手当・ 在宅手当・ 10／1～10／20分	1回	社会保険料に「含める」	臨時の支給なら、社会保険料から外してください（毎月の勤務に応じた額なら正しい設定です）。
（7月より使わない） 日当・ 月中の昇給分・ その他・残業代	1回	社会保険料に「含める」・ 固定的賃金の計算に 「含める」	臨時の支給なら、社会保険料から外してください（毎月の勤務に応じた額なら正しい設定です）。 1回の手当なので、固定的賃金の計算から外してください。

- 確かめ方**
- 経費精算の手当の支給額が、領収書などで確かめた実費の額と同じであること。
 - 残業のある月の給与明細で、割増賃金の単価にその手当が含まれていること。
 - 賃金規程で、割増賃金の基礎から除外している手当が、除外できる手当に当たる定めになっていること。
 - 賃金規程で、その手当が毎月の労働の対価として支給されるものか、臨時に支給されるものかが定められていること。
 - 就業規則や賃金規程に、その手当の支給の決まりがあること。
 - 賃金規程で、その手当の額が毎月決まっているかどうか。

違っていたら 表の「直し方」の欄のとおり、手当ごとの設定を直してください。

2 住民税を決定通知書の税額に登録する

－ 資料と照合

住民税の特別徴収の設定と登録が決定通知書と違うと、住民税の控除額が違います。

- 事実**
- 前年度（2025年度）の5月分の税額は登録されていたのに、2026年度（6月分）の住民税の税額が登録されていない方がいます（ （062）・ （099）・ （002））。
 - 2026年10月支払い分の給与で、この方々の住民税は天引きされていません。
 - このうち、2025年にこの会社から100万円以上の給与の支払いがある1名（ （099））は、給与見守りレポートの件です。
 - 給与見守りレポートの件に入っていない2名（ （062）・ （002））は、2025年のこの会社の給与が100万円未満のため、住民税がかからない可能性が高い方です（市区町村からの決定通知書が無ければ、登録は不要です）。

確かめ方 給与明細の住民税の額が、決定通知書の月ごとの税額と同じであること。

違っていたら 市区町村からの2026年度の決定通知書の月ごとの税額を登録してください（退職などで普通徴収に切り替わった方は除きます）。

3 従業員ごとの賃金設定

－ 資料と照合

個別の所定労働日数が会社の設定と違うと、残業代の単価が違って計算されます。

事実 (099) の割増の計算に使う平均所定労働日数19.83日が、適用している勤務・賃金設定の19.66日（税理士法人 〇〇〇〇 19.66日（所定労働日数））と違います。

(043) の割増の計算に使う平均所定労働日数19.83日が、適用している勤務・賃金設定の19.66日（税理士法人 〇〇〇〇 19.66日（所定労働日数））と違います。

確かめ方 登録の日数が、雇用契約書の所定労働日数と同じであること。

違っていたら 改定の取り残しなら、個別の所定労働日数を会社の設定に合わせて直してください。

4 固定残業代の設定

－ 資料と照合

その他手当で支払うと、固定残業代を超えた月の差額が自動で計算されません。

事実 その他手当「固定残業手当」は固定残業代の可能性がある名称ですが、freee の固定残業代設定に登録がありません。

固定残業代であれば、実残業が固定分を上回っても超過差額（残業差額）が自動計算されない状態です。

登録済みの固定残業代の設定は、「固定残業代」の1件です。

固定残業代は、割増賃金の基礎に含めない・固定的賃金に含める構成です。

登録済みの固定残業代と同じ名前のその他手当はありません（二重の支給はありません）。

「固定残業代」は金額を指定（初期値0円）です。

固定残業代が対象とする労働時間には、深夜労働と法定休日労働も含まれています（1件の設定を合わせて確認）。

確かめ方 契約書や賃金規程に、その手当が何時間分の残業代かが書かれていること。

固定残業代の額が、説明の時間数×割増単価×1.25以上であること。

違っていたら 固定残業代であれば、固定残業代設定に登録し直してください。

支給額は、説明の時間数に割増単価と1.25を掛けた額以上にしてください。

5 扶養親族の登録

資料と照合

税の扶養の数は、所得税の額に影響します。

画面で確認した46名のうち、親族の情報が登録されている方は23名です。
登録された親族のうち、「税の扶養」は21名（扶養親族17名・配偶者4名）・
「社会保険の被扶養者」は20名です。
16歳以上・収入0円と登録された親族（配偶者を含む）が「税の扶養」に入っていない方が4名います。

お名前	税の扶養に入っていない親族	扶養親族の数
(013)	1名	0名
(077)	1名	0名
(103)	1名	0名
(133)	1名	0名

申告書の親族と所得の見積額が、freeeの登録と同じであること。
扶養控除等申告書に載っている親族は「税の扶養」に登録してください。
実際には収入のある親族は、収入欄を実際の金額に直してください。

6 残業代の1時間あたりの単価

資料と照合

給与明細に記載された1時間あたりの賃金（割増）を2名分読み、割増基礎（基本給と割増賃金の基礎に含める手当）をその単価で割って1か月の平均所定労働時間を出したところ、複数の基準が見られます。
この単価は、手当ごとの「割増賃金の基礎に含める／含めない」の設定にもとづいて計算されています（設定は「手当の課税・社会保険対象・割増の算定基礎」の欄で点検しています）。
固定残業代のある24名は、この計算し直しの対象外です（固定残業時間を超える分は、毎月の給与見守りレポートの「固定残業代を超えた残業の支給」の項目で点検する範囲です）。
1か月の平均所定労働時間が複数種類（月128.9・137.6時間の2種類・各1名）。
所定労働時間の異なる勤務・賃金設定が同じ締め支払グループに混在している可能性があります。
直したあとの給与明細で、残業代の1時間あたりの単価が、勤務・賃金設定の1か月の平均所定労働時間で計算した単価と同じであること。
勤務・賃金設定の登録内容と違う場合は、登録を直してください。

給与の金額に影響しないこと（6件）

会社の保険情報（労災保険の業種・ 労災保険料率・管轄・番号）を登録する

◇ 登録が必要（登録漏れ）

対象 会社の設定

点検項目：会社の保険情報（労災保険の業種・労災保険料率・管轄・番号）

必要な対応

労働保険の年度更新の申告書（控え）の業種を freee の労災保険の業種に登録し、その業種を労災保険率表に当てはめた料率を登録してください。

事業所の所在地を管轄する労働局・労働基準監督署を登録してください。

労働保険番号・雇用保険適用事業所番号を、労働局・ハローワークからの通知書や労働保険の申告書の控えのとおりに登録してください。

確認できた事実

労災保険の業種が登録されていません。

労災保険料率が「1000分の0」で登録されています。

管轄の労働局・労働基準監督署の欄が空欄です。

労働保険番号・雇用保険適用事業所番号が登録されていません。

給与への影響・根拠

労災保険料は全額が会社負担のため、従業員の控除額には影響しません。

対応後の確認事項

登録した業種・料率・管轄・番号が、労働保険の年度更新の申告書（控え）や雇用保険の通知書の記載と同じであること。

[1ページの対応一覧へ戻る](#)

資格取得日を19名分・雇用保険の 被保険者番号を4名分登録する

◇ 登録が必要（登録漏れ）

対象 (001)・(006)・(010)・(013)・(016)

ほか15名（全員のお名前は別紙の設定診断の付録1）

点検項目：社会保険・雇用保険の資格取得日

必要な対応

資格取得日と雇用保険の被保険者番号を、年金事務所からの通知書（資格取得確認および標準報酬決定通知書）・雇用保険被保険者証のとおりに登録してください。

資格取得日を19名分・雇用保険の 被保険者番号を4名分登録する

◇ 登録が必要（登録漏れ）

（続き）

確認できた事実

画面で確認した46名のうち、資格取得日や雇用保険の被保険者番号が未入力の方が20名います
（健康保険に加入している27名のうち12名／厚生年金に加入している27名のうち12名／雇用保険に
加入している35名のうち17名／資格取得日が未入力19名／雇用保険の被保険者番号が未登録4名）。

給与への影響・根拠

この登録は、今回の給与明細の支給・控除額には影響しません。

届出や証明書を作るときに使います。

対応後の確認事項

登録した資格取得日と被保険者番号が、資格取得確認および標準報酬決定通知書や雇用保険被保険者証の
記載と同じであること。

[1ページの対応一覧へ戻る](#)

36協定の上限を登録する

◇ 登録が必要（登録漏れ）

対象 会社の設定

必要な対応

36協定の時間外・休日労働の上限と起算月を、協定書のとおり freee に登録してください。

確認できた事実

36協定の上限が登録されていません。

給与への影響・根拠

この登録は、今回の給与明細の支給・控除額には影響しません。

登録すると、上限に近づいた方を freee が知らせます。

対応後の確認事項

freee に登録した上限の時間数と起算月が、36協定届（控え）と同じであること。

[1ページの対応一覧へ戻る](#)

健康保険・厚生年金の被保険者整理番号を確認・登録する（4名）

◇ 登録が必要（登録漏れ）

必要な対応

資格取得確認および標準報酬決定通知書に記載された健康保険・厚生年金の被保険者整理番号を、freee に登録してください。

確認できた事実

健康保険・厚生年金の被保険者整理番号が freee に登録されていません（4名：■■■■（010）・■■■■（043）・■■■■（150）・■■■■（153））。

給与への影響・根拠

この番号は、今回の給与明細の支給・控除額には影響しません。
届出を作るときに使います。

対応後の確認事項

freee に登録した健康保険・厚生年金の被保険者整理番号が、資格取得確認および標準報酬決定通知書の記載と同じであること。

[1ページの対応一覧へ戻る](#)

7 年次有給休暇の年5日取得義務

－ 資料と照合

年10日以上を与えられた方が1年に5日を取得していないと、年5日の取得義務に反します。
今回の給与明細の支給・控除額には影響しません。

- 事実** freee にお一人ずつの有給休暇の付与の記録（付与日・付与日数）で、有効期限が2026年10月19日以降のものがありません（役員と、2026年10月19日時点で入社6か月未満で有給休暇の取得が無い方を除く38名の全員）。
- うち7名は、有効期限が2026年10月19日より前の付与の記録しかありません（期限内の付与として数えていません）。
- 38名のうち2026年10月支払い分の勤怠で有給休暇を取得した10名も、取得は月の合計日数だけが勤怠に取り込まれていて、取得された日が分かる記録はありません。
- 期限内の付与の記録が freee に無いため、年5日の取得義務は判定できていません。
- 有給を別の台帳で管理している場合は、年5日の進み具合は点検していません。
- 確かめ方** 年次有給休暇管理簿（別の台帳で管理している場合はその台帳）に、対象の方ごとに付与日・付与日数・取得日数が記録されていて、年10日以上を与えられた方は、その方の1年の間に5日を取得されていること。
- 違っていたら** freee に有給休暇の付与（付与日・付与日数）を登録してください。

8 事業所整理記号の書式

この記号は、今回の給与明細の支給・控除額には影響しません。
届出を作るときに使います。

- 事実 健康保険の事業所整理記号が数字のみ（ ）で記録されています。
- 確かめ方 登録した記号が、通知書の「事業所整理記号」の欄と同じであること。
- 違っていたら 年金事務所からの通知書（納入告知書など）の「事業所整理記号」と違ってれば、通知書の記載に直してください。

勤務・賃金設定の登録（全部）

freee に登録されている勤務・賃金設定の全部（9件）です。適用している方のお名前は、別紙『付録（対象の方の一覧）』に設定ごとに載せています。

設定名	労働時間制度	1日の 所定労働時間	1か月の 平均所定労働日数	適用している 方
税理士法人_19.66日 （所定労働日数）	固定時間制	7:00	19.66日	44名
税理士法人_19.83日 （所定労働日数）	固定時間制	7:00	19.83日	1名
税理士法人_20.16日 （所定労働日数）	固定時間制	7:00	20.16日	1名
固定時間制_税理士法人_1	固定時間制	8:00	21日	0名
固定時間制_税理士法人_2	固定時間制	7:00	21日	0名
固定時間制_税理士法人_3	固定時間制	7:00	21日	0名
税理士法人_19.75日 （所定労働日数）	固定時間制	7:00	19.75日	0名
税理士法人_20日 （所定労働日数）	固定時間制	7:00	20日	0名
税理士法人_フレックス	フレックスタイム制	7:00	21日	0名

付録の案内と人数の見方

次の付録の一覧は、別紙『付録（対象の方の一覧）』にあります。

- 付録1 資格取得日・雇用保険の被保険者番号が未入力の方（20名）
- 付録2 勤務・賃金設定「税理士法人_19.66日（所定労働日数）」の方（44名）
- 付録3 勤務・賃金設定「税理士法人_19.83日（所定労働日数）」の方（1名）
- 付録4 勤務・賃金設定「税理士法人_20.16日（所定労働日数）」の方（1名）

この診断に出てくる人数

- 在籍 46名**：対象月に在籍していた方（freee の従業員一覧で数えた人数。月の途中で退職された方を含みます）。
- 画面で確認 46名**：設定画面を読み取った方（在籍の方のほか、退職予定・入社前の方や、賃金設定も給与明細も無い登録の方を含みます）。本文の点検の人数は、この数で数えています。

点検一覧（全45項目）

対象	2026年10月支払い分の給与明細・勤怠（在籍 46名）と、2026年10月19日に読み取った設定画面（46名）
点検の方法	freee人事労務のデータを読み取りだけで点検（点検日 2026年10月19日）

● 点検・照合済み 31 項目 うち照合済み 2	■ 修正が必要 0 項目	▲ 確認待ち 2 項目 うち点検未完了 2	◇ 登録・修正が必要 4 項目	－ 資料と照合 8 項目
---	------------------------------------	--	---------------------------------------	------------------------------------

1つの点検項目から、対象の方ごとに複数の件が出ることがあります（1ページ目は件の数、この一覧は点検項目の数です）。「照合済み」は、根拠と見比べて、一致を確認できた項目です。「点検済み（検出なし）」は、その点検で問題を検出しなかったという意味で、正しさを確認したという意味ではありません。

#	点検項目	状態	結果
1	締め日・支払日	● 照合済み	月末締め・翌月10日払い ほか（2つの締め） （明細と一致）
2	最低賃金（時間あたりの賃金に直して見比べる）	● 照合済み	最低賃金以上（割れなし）
3	健康保険の都道府県料率・介護保険	○ 点検済み（検出なし）	
4	雇用保険料率（業種）	○ 点検済み（検出なし）	
5	割増率（時間外・休日・深夜・60時間超）	○ 点検済み（検出なし）	
6	手当の課税・社会保険対象・割増の算定基礎	－ 資料と照合	(2ページ)
7	端数処理	○ 点検済み（検出なし）	
8	源泉所得税の区分（甲欄・乙欄）と扶養親族等の数	○ 点検済み（検出なし）	画面で確認した46名のうち、甲欄43名・乙欄3名
9	住民税の特別徴収	－ 資料と照合	(3ページ)
10	会社の保険情報（労災保険の業種・労災保険料率・管轄・番号）	◇ 登録が必要	未登録 (6ページ)
11	勤怠の管理方法	○ 点検済み（検出なし）	
12	社会保険料の控除時期	○ 点検済み（検出なし）	
13	基本給・役員報酬の設定	○ 点検済み（検出なし）	
14	労働時間制度・勤怠の丸め	○ 点検済み（検出なし）	
15	休日・代休・振替休日の設定	○ 点検済み（検出なし）	

#	点検項目	状態	結果
16	社会保険・雇用保険の資格取得日	◇ 登録が必要	未登録 (6ページ)
17	日割り計算の端数	○ 点検済み (検出なし)	
18	有給休暇の設定 (付与・時間休)	○ 点検済み (検出なし)	
19	振替休日・代休の割増 (週や計算期間をまたぐ場合)	○ 点検済み (検出なし)	振替休日・代休の登録は0件です
20	年次有給休暇の年5日取得義務	- 資料と照合	(8ページ)
21	最低賃金 (実際の 所定労働時間での時給換算)	○ 点検済み (検出なし)	月給の方26名を実際の 所定労働時間で時給換算
22	従業員ごとの賃金設定	- 資料と照合	(4ページ)
23	雇用保険の加入状況	○ 点検済み (検出なし)	画面で確認した46名の うち、加入35名・ 非加入11名です
24	その他手当の項目ごとの設定	○ 点検済み (検出なし)	
25	その他控除の項目ごとの設定	○ 点検済み (検出なし)	
26	固定残業代の設定	- 資料と照合	(4ページ)
27	法定休日・休日割増・遅刻早退控除の設定	○ 点検済み (検出なし)	
28	休業 (産休・育休・休職) の登録	○ 点検済み (検出なし)	
29	入社手続き (ご本人の入力) の進み具合	○ 点検済み (検出なし)	
30	外国籍の方の在留資格・在留期限	○ 点検済み (検出なし)	
31	介護保険の特定被保険者制度 (健康保険組合の設定)	○ 点検済み (検出なし)	
32	扶養親族の登録 (所得税の扶養数・ 社会保険の被扶養者)	- 資料と照合	(5ページ)
33	前職の登録 (今年入社の方)	○ 点検済み (検出なし)	画面で確認した46名の うち、今年入社の方は8名
34	産前産後・育児休業の登録 (本人)	○ 点検済み (検出なし)	
35	役職・雇用契約の登録	○ 点検済み (検出なし)	
36	特定適用事業所 (短時間労働者の社会保険)	○ 点検済み (検出なし)	
37	賞与 (当月)	○ 点検済み (検出なし)	

#	点検項目	状態	結果
38	従業員ごとの登録内容（6つの観点）	▲ 点検未完了	※1
39	勤怠と連動する計算（残業代・欠勤控除など）	▲ 点検未完了	※2
40	70歳以上の方の厚生年金・雇用保険料	○ 点検済み（検出なし）	70歳以上の方はいません
41	役員の方の雇用保険の扱い	○ 点検済み（検出なし）	役員の方 3名を確認
42	時間外労働の実績と36協定の上限	◇ 登録が必要	未登録 （7ページ）
43	健康保険・厚生年金の被保険者整理番号の登録	◇ 登録が必要	未登録 （8ページ）
44	事業所整理記号の書式	- 資料と照合	（9ページ）
45	残業代の1時間あたりの単価	- 資料と照合	（5ページ）

※1：標準報酬と実際の報酬の差は、定期代（3か月・6か月分のまとめ支給）の支給がある17名について、定期代の月割の計算が要するため点検していません。

※2： （043）・ （154）・ （155）は勤怠の記録が無いため点検できていません。